

消費税簡易課税制度選択届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 收受印 </div>		平成 年 月 日 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) (〒 -) 納 税 地 (電話番号 - -) (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。					
	適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
	の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
	の課税売上高 円			
事業内容等	(事業の内容) (事業区分)				
参考事項					
税理士署名押印 印 (電話番号 - -)				

税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印			

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 印欄は、記載しないでください。

消費税簡易課税制度選択届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、簡易課税制度を適用しようとする場合に提出します（法37）。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の選択をやめることはできません（法37）。

（注）この届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について簡易課税制度を適用できなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、その課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書（第25号様式）」を提出している場合を除き、再び簡易課税制度が適用されません。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないこととなります。

なお、新規開業した事業者等は、その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属する課税期間から簡易課税制度を選択することができます。

3 記載要領

「適用開始課税期間」欄には、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。

「の基準期間」欄には、「適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。

「の課税売上高」欄には、基準期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額をそれぞれ記載します。

（注）「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

「事業内容等」欄には、具体的な事業内容を記載するとともに、簡易課税制度の第一種事業から第五種事業の事業区分のうち、該当する事業の種類を記載します。

「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署（個人の場合は、個人課税（第一）部門、法人の場合は、法人課税（第一）部門）にお問い合わせください。